○財務省令第五十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域				
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［略］				
	静岡			
		浜松東		
			中央区	［略］
		浜松西		
			中央区	中央区（浜松東税務署管内の地域を除く。） 浜名区（浜松東税務署管内の地域を除く。） 湖西市
	名古屋			

改正前

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域				
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［同上］				
	静岡			
		浜松東		
			中区	［同上］
		浜松西		
			中区	中区 西区 北区 湖西市
			東区	南区 浜北区 天竜区
	名古屋			